東洋史研究
第十八巻 第二號 昭和三十四年十月發行

明代の預備倉と社倉

星 斌 夫

一

明代の救荒施設としては、預備倉がもつともよく知られている。それは州縣の、四鄉[1]におかれ、里內の篤實殷富にして教化・裁判のことをつかさどる里老人の管理にゆだねられて、自治的な色彩をもつ施設のようには見えたが、他面では、その倉本が、當初から官鈔による糴米であつたことはもちろん、のちには、運營・管理の全面にわたつて、官治的な色彩が濃くなつていくように見えたのである。[2] そして、明代には、このほかに、從來の常平倉・義倉・社倉などの救荒施設もあつて、それぞれ、その機能に消長があつたことも事實である。しかし、その機能の消長が、預備倉をふくめて、これらの諸倉の間で、どんな關係においてあらわれていたかは、必らずしも明らかにされてはいない。小稿は、そこに一つの解答を與えようと試みるものである。

二

すでに別稿にのべたように、預備倉は洪武のはじめに自然發生的にはじまり、永樂から宣德にかけては衰微したが、正統五年、官治的色彩を濃化して復興してからは、おおむねよく普及し、弘治年間に至つて、もつともよく行われたようである。[3] しかし、明史卷七九倉庫によれば、嘉靖年間には、「預備に粒米無し」の狀態であつたという。さらに、隆慶萬曆年間に至つては、右につづいて、隆慶時。劇郡無過六千石。小邑止千石。久之數益減。科罰亦益輕。萬曆中。上州郡至三千石止。而小邑或僅百石。有司沿爲具文。屢下詔申飭。率以虛數欺罔而已。とあるように、さきに定められたところの、倉本の確保策についての詳細な規則は守られずに、しだいに貯積量が減じてしまい、またこのような狀態をもたらした責任に對して課せられる筈であつた所管官吏への罰則もきびしくは行われず、爲に時とともに空乏化していくのが實情であつたようである。そしてこのことは、國朝典彙卷一〇一倉儲にみえる嘉靖二十年山東巡按毛鵬の上言、隆慶三年七月給事中劉繼文の奏言、實錄隆慶元年九月丁卯の條の戶部尙書馬森の奏疏、萬曆會典卷二二預備倉の、萬曆五年にかかる記事や、實錄萬曆八年閏四月乙亥の條の戶部の議などによつて、きわめて確かな事實として認めることができるようである。それは、倉本の十分な確保のために、官治的色彩がますます濃くなり、しだいに農民への重壓がひどくなつて、救荒という農民の利益をもたらすべき施設としての、本來の意義を失つていつた[4]當然の歸結であつたように思われる。

一方、常平倉以下、義倉・社倉などの諸倉については、明史卷七九倉庫には、弘治中。江西巡撫林俊請建常平及社倉。とあつて、弘治年間において、はじめてその設立が議せられたかのようである。しかし、他の記錄によると、決してこれがはじめてではない。常平倉については、實錄洪武十年正月丙戌の條によれば、早くもこの年、張致中がその設立について上言し、倪岳の古谿漫藁[5]によれば、南京地方においては、成化初年に設けたといわれるし、[6]義倉や社倉については、わたしの知る限りでは、實錄正統元年七月庚戌の條の、順天府推官徐郁の建議が、もつとも早いのではないかと思われる。すなわち、

一。建立義倉。本以濟民饑。一縣止一・二所。民居星散。賑給之際。追呼拘集。動淹旬月。不免餓莩。乞令所在有司。

增設社倉。仍取宋儒朱熹之法。參酌時宜。定爲規畫。以時斂散。庶荒歲有備而無患。……上以所言甚切。命所司速行之。

とある。これによれば、この年以前、すでに義倉は設けられていたようであるし、社倉もその上さらに增設されるべきものとされたようである。事實、天下郡國利病書卷四二 山東登州府には、夫社倉。在明初。已行之矣。とあつて、少なくとも山東の一部には、明初すでに社倉が設立されていたものとみられるし、談遷の國榷には、成化二十一年三月癸巳にかけて、又令各郡縣。立社倉備賑。從馬文升之言。とあつて、成化年間には各地に普及したように書かれている。そして、乾隆紹興府志卷七 建置には、府下の嵊縣の建置について、

義倉〔嵊縣志〕。一名社倉。凡四。俱明正統間。知縣單宇建。宏治間。知縣徐恂修。崇正間。縣丞周士達重修。今圮。

とあつて、ここにいうように、義倉と社倉とが同じものであるかどうかは別として、(7) ともかく正統のころに義倉が設けられた地方があつたことも事實としてよいようである。そうとすれば、これらの諸倉は、洪武・正統・成化・弘治のような、預備倉がその機能を比較的よく發揮していた時期においても存在し、預備倉とともに並存していたものと思われる。しかし、もしそれが事實ならば、明史に見えるところの、弘治年間に江西巡撫林俊が常平倉及び社倉の設立を請うたという記事は、何を意味するのであろうか。明史のこの記事の出典は明らかではないので、にわかにこれを信ずることはできないが、かりにこれを信ずるとすれば、林俊の上言以前には、常平倉・社倉は、もし設立されていたとしても、それはおそらく局地的にすぎない程度であつて、全局的立場からすれば、採るに足らないものであつたのであろうと、一應、考えられよう。もし、相當に普及していたとすれば、林俊の上言はあり得なかつたであろうからである。そして事實この上言の前後には、やはり常平倉が設けられたか、または設けられる形勢があつた。すなわち、實錄によると、常平倉については、弘治元年十二月癸丑の條に、

命南京戶部。撥餘米三萬石。賑應天府所屬飢民。米乃臨舡兌支。所餘寄貯常平倉者也。

とあり、同二年十二月丙申の條に、

南京戶部侍郎侯賛言。各處歲運南京歲糧。臨船兌支。三月積出。餘米令實于缺糧倉并常平倉。

とあつて、少なくとも南京周邊などには設けられていたようである。しかし又、考えようによつては、林俊の上言は江西巡撫として、その地方だけについてのべたものにすぎなく、他の地方には相當行われていたのだと言えないこともない。それにしても、弘治五年九月壬午の條には、兵科給事中吳世忠が、南北直隷・山東・河南・浙江・遼東等の地方の災害に際して、常平倉が最も効果的な救荒策の一つであるから、これを普及させるべきであるという趣旨の、廣範な地域を對象としての上言をなし、その議が容れられていることを見ると、やはり、それまでは、その普及は、それほど廣範には及んでいなかつたことを思わせる。しかも、こののちも、弘治末から正德にかけては、常平倉による賑恤の事實はあまり見出されず、その普及の程度には、疑問をもたざるを得ない。

また社倉についても、實錄弘治六年二月庚子の條に、河南許州地方に社倉を復置すべきことが論ぜられ、十三年正月己卯の條に、巡按福建監察御史胡華によつて、朱子の法に倣つて社倉の充實されるべきことが上疏され、いずれもその議が所司に下されたことは明らかであるが、果してその議のごとく實施にうつされたかどうかは明記するところがない。しかもまた、正德年間においては、社倉についての記錄をほとんど見ることができないのである。とすれば、それは、もし設けられたにしても、いずれも局地的なものにすぎなかつたのであろう。そして、實錄嘉靖八年三月甲辰の條に、次の記事があるところによると、社倉は、ここに至つてはじめて、とりあげられたのであろうと思われる。卽ち、

兵部左侍郎王廷相言。邇來各省歲饑民且相食。皇上命虛郡國倉廩。以賑之。猶不能足。所以然者。以備不豫故也。備之之政。莫過於古之義倉。臣嘗倣其遺意。參較之。若立倉於州縣。則倉立窮鄉。下壤百里就粮。旬日待斃。非政之善者。臣以爲。宜貯之里社。定爲規式。一村之間。約二・三百家。爲一會。每月一擧。第上・中・下戶。捐粟多寡。各貯於倉。而推有德者。爲社長。善處事能會計者副之。若遭荒歲。則計戶而散。先中・下者。後及上戶。上戶責之償。

中・下者免之。凡給貸悉聽於民第。令登記登冊籍。以備有司稽考。則既無官府編審之繁。亦無奔走道路之苦。因是。可寓保甲以弭盜。寓鄉約以敦俗。一法立而三善具矣。下戶部。覆如其言。上曰。此備荒要務。其如議行。

と。義倉は州縣に置かれる例であるために、急な賑恤の要に應ずるには不便缺陷があるとして、より狹小な地域である里社を單位とし、一定の規式のもとに貯積倉を設ける必要を說き、その方法を上言し、その承認許可を得ている。このことは、救荒施設の設置については、その奉仕地域の大小が、その賑恤作業の成否に密接な關係があることを示しているが、とくに注意すべきことは、この文の意味するところは、限られた一地方を對象として論じているのではなく、文首に明らかなように、廣く各省を對象にした對策であつたことである。ところで、これに類似した記事は、萬曆會典卷二二倉庾にも見ることができる。卽ち、

〔嘉靖〕八年題准。各處撫按官設立義倉。令本土人民。每二・三十家。約爲一會(8)。每會共推家道殷實。素有德行一人。爲社首。處事公平一人。爲社正。會書算一人。爲社副。每朔望一會。分別等第。上等之家。出米四斗。中等二斗。下等一斗。每斗加耗五合入倉。上等之家主之。但遇荒年。上戶不足者量貸。豐年照數還倉。中・下戶酌量賑給。不復還倉。各府州縣造冊。送撫按查考。一年查算倉米一次。若虛卽罰會首。出一年之米。

とある。ただここには、義倉とはつきり書いているが、ここに說明されている倉の內容から考えると、これは明史卷七九倉庫にいうように、明らかに社倉であつて、義倉ではない。おそらく、前に引用した實錄の記事を誤解したか、または社倉と義倉とを同一視したか、どちらかであろうが、それはのちに第四節において述べることとして保留する。ともかく、こうして、嘉靖八年において、社倉は全國を施行區域として實施されるべきこととなつたことに紛れはないようである。こう見てくると、少なくとも社倉は、林俊の上言以前においては、全國的に普及していたとは到底考えられず、ごく限られた地方に、その地方の特殊事情にもとづいて設けられていたにすぎなかつたのではなかろうか。從つてそれが全國的に行われるに至つたのは、やはり嘉靖八年のこの上言を動機とするのではないかと思われる。そして最後に義倉であるが、こ

れについては敍述の便宜上、次節にゆずることとするが、義倉はともかく、常平倉・社倉の二倉は、その普及の程度において、嘉靖ころまではそれほど目立つものではなかつたのではないかと考えられるのである。

三

そこで次には、嘉靖以後、右の三倉の實情が果してどうであつたかを見なければならない。まず常平倉については、徐光啓の農政全書卷四五 備荒考下に、

張朝瑞建議常平倉厥曰。伏覩大明會典。……今之談荒政者。不越二端。曰義倉。曰社倉。此預備而斂散者也。曰平糶。曰常平。此預備而糶糴者也。……四鄉之社倉。以待斂散。然易散難斂。其弊頗多。惟常平倉。胡端敏公所謂不必更爲立倉。就當藏穀於四鄉倉之側者。其法專主糶糴。而糴本常存。蓋不費之惠。其惠易徧。弗損之益。其益無方。誠救荒之良策矣。

とある。張朝瑞については、隆慶の進士であることが確かであるだけで、[9] その生卒年をも明らかにすることができないけれども、萬曆のころに社會的活動をした人とすることはできるであろう。從つて、先には弘治年間に、林俊による常平倉設立についての上奏があり、[10] 今またここに同じように詳細な建議があつたとすれば、常平倉もまた、ここに至るまでは、それほど廣くは普及されていたとは思われない。もし盛んに普及していたとすれば、やはりこの再度の建議は不要であつたろうし、事實、本格的に普及した時期を考えるならば、この再度の建議がなされた頃以後のこととしなければならないであろう。たしかに、實錄によれば、嘉靖隆慶年間には、それと思われる記錄はほとんど見られず、ようやく萬曆に入つて見出されるのである。卽ち、萬曆十四年十一月丁酉の條に、

戶部覆。河南撫按題倉廩一事議。將常平倉。悉如所議。姑待來歲秋收之後擧行。……上從之。

とあつて河南地方の常平倉について記し、十六年閏六月乙酉の條には、陝西・山西地方の災害にあたつての、戶部の覆奏

をあげて、

今據直省奏報。糴本各有剩餘。宜乘茲夏麥頗收。官爲增價和糴。貯常平倉。以備異日不測。

とあり、二十三年六月戊申の條に、

直隷巡撫夢得請。以贖鍰二萬四千兩。分給畿南四郡。量地方大小。民生貧富。糴穀貯倉。倣古常平之法。以備災荒。戶部覆。從之。

とあるように、直隷地方にも常平法の施行が見られ、二十九年十一月丙子の條には、福建巡撫金學曾設立常平倉。とあつて、福建地方にも行われ、三十九年四月丙申の條には、巡按遼東御史熊廷弼上設立常平倉。括鍰糴備邊之數。とあつて、遼東方面にも施行されたほか、さらに、乾隆杭州府志(卷五)○積貯には、錢塘縣の常平倉について、有東西南北四倉。明萬曆間。知縣湯沐建。俱圮。とあり、海寧州について、常平倉。在縣西七十三步。明正德間。知縣曹珪移建拱辰門外。とあり、民國海寧州志稿(卷一)倉儲には、常平倉。一在治城外。……一在袁花。明萬曆二十三年。令周廷參建。とあり、康熙嘉興府志(卷四)倉廒によれば、府下の嘉興縣・秀水縣・嘉善縣・海鹽縣・平湖縣・石門縣・桐鄉縣などのすべての縣に、常平倉が置かれたのは、萬曆二十四年のことであるとするように、浙江地方にも廣く行われたようである。そして、この廣範な普及は、實錄天啓五年八月戊戌の條に、

司科給事中潘士聞。以國計告匱。疏乞將各府州縣預備常平倉穀。權糶一半助工。

とあるように、各府州縣に常平倉が存在し、その倉穀が國計の一助に利用されたらしいことでもうなずけるが(11)、その廣く普及した時期は、上述したところから考えると、早くてもやはり、隆慶萬曆以後と見るのが至當のように思われる。

つぎに、社倉については、たとえば國朝典彙(卷一一〇)倉儲に、

〔嘉靖〕十四年。全州知州林元秩奏請。設立社倉。置田收租備賑。時州民趙希尹輸穀五千石。爲經費。元秩言。於巡按御史鄭濂爲請建坊或賜秩。以旌其義事。下戶部。查例量加職銜。

とあつて、社倉普及についての地方官の努力を示し、明會要(卷五六)食貨四社倉には、

〔嘉靖〕二十年十二月。御史沈越請申飭社倉法。令有司亟行整理。撫按以此爲考成。吏部據此行黜陟。以備荒政。從之。(明政統宗)

とあつて、地方官を殿最するのに社倉の整備についての努力の程度を以つて、一つの基準としているところを見ると、社倉に對する當局の熱のいれかたの程も推しはかられるが、このころは一般に普及のために官吏が努力した時期であつたようである。そして隆慶に入ると、國朝典彙(卷一〇)倉儲には、隆慶五年九月のこととして、

戶部覆。靳學顏奏請。以所省防秋客兵銀。幷鹽課銀六萬。發各府縣。糴穀備荒。又修復社倉。令責令有司。酌量鄉村遠近。建立社倉。州縣正官。應積穀石。除足預備倉額外。餘者分貯社倉。出借貧民。凶年就近施賑。……從之。

とあり、國榷、萬曆十五年四月己卯の條には、

戶部言。山西連歉。預備倉積穀甚少。(12)其賑粥多取于社倉。有益于民。或郡縣所無者。可添設。或紙贖糴買。或勸借富民。春放秋收。上從之。

とあつて、山西・陝西地方においては、社倉は預備倉以上に、救荒施設としての効用を認められ、その力を發揮していたようであるし、國朝典彙の萬曆十八年十一月乙巳の條によれば、吏部主事鄒元標が、社倉の普及の急務と、その倉本の充實策とについて條陳しているし、地方志を見ても、その各地への本格的な普及を、隆慶萬曆年間と考えて差支え無さそうであることは、光緒海鹽縣志(卷一〇)倉儲に、社倉〔伊府志〕在鄉約所。明萬曆二十七年。知縣李當泰建。とあり、乾隆杭州府志(卷五〇)積貯に、昌化縣の社倉も明の萬曆年間、知縣周洛都によつて建てられた事實を記し、萬曆應天府志(卷一六)建置志に、句容縣の社倉について、社倉共一十七處。隆慶三年立。とあるのによつてもうかがわれる。とすると、社倉の普及は、やはり嘉靖隆慶のころから目立ちはじめたものと見てよいのではないかと思う。

最後に義倉については、便宜上、嘉靖以前にもさかのぼつて見ると、實錄天順三年九月丙午の條に、

福建建安縣老人賀煬言四事。……一。預備義倉之設。將以廣儲積。而賑貧民也。奈何豪猾大戶。往往冒名代借。連年拖缺。以幸恩宥。是致義倉空虛。有其名而無其實。乞令出粟義民。各疏里內飢民姓名。同委官開倉給散。西成之日。仍令催督還官。如此則豪戶免冒借之病。而義倉無空虛之患。上命禮部議行。

とあり、弘治五年十一月癸酉の條に、

戶科給事中王璽奏四川事宜。一備儲蓄。謂四川累遭荒旱。逃亡者衆。乞將各府州縣賦稅及官庫存留銀兩。十留其一。以爲糴本。仍令里社。各立義倉貯穀。……上命所司。看詳以聞。

とあり、隆慶四年二月甲辰の條に、

太僕寺卿顧存仁條陳十事。……一。置立義倉。謂往年撫臣周忱奏立濟農倉。逐積米三十餘萬石。吳民賴之。宜倣行其法。或官自糴買。或許民折納。或勸富人。或罰遊惰。悉令實穀于倉。春秋斂散。一如常平之制。……俱從之。

とあり、萬曆二十二年三月乙巳の條に、

允南京御史林培請。著各撫按。於被災等處。有司賢能者留。貧者黜。每鄉設義倉。分上・中・下三戶。會立會長。倉立倉書。經紀其事。官爲提衡。秋成斂之。靑黃不接散之。越明年。薄息收之。

とある。一般に明代史料の中では、義倉に關するものはきわめて少ないようであるが、ここにかかげたものも、實錄の中から、それと思われるものをひろいあげたもので、もしこの外に見出されるものがあるとしても、それほど多くはないであろう。そしてこの四つの文章についてみても、その內容から察すれば、必らずしも、本來の意味での義倉であるかどうかにわかに決められないものもあるようである。まず第一の文章は、預備義倉という語から、一應、預備倉と義倉との意味かとも思われるけれども、それは、のちに第四節に於いて述べるような理由をもつ表現である上に、この文章の意味する內容は、すべて義倉についてのものと認めることができるので、これは簡單に義倉に關しての史料と見なして妨げないであろう。第二の文章は、四川地方を施行地域とするもので、局地的であり、その內容からみて義倉か社倉か疑わしく、

しかも果して實施されたかどうかもはつきりしない。第三のものは、濟農倉[13]にならうといい、倉本も官の糴米・徵收を主とするなどの點から考えると、たしかに義倉の性質を具えてはいるけれども、第四のものは、鄉ごとに設けられ、人戸を上・中・下の三等にわかち、會をつくる組織などの點において、義倉というよりは、むしろ社倉に似ているように思われる。唐・宋以來の義倉と社倉との區別――義倉は主に州縣市鎭に置かれ、倉本は官の徵收・糴米・寄附等により、社倉は主に鄉村に設けられ、倉本は人戸の醵出を主とする――に照せば、たしかに間違いなく義倉と判定することができるのは、第一と第三の文章だけである。もし果してそうならば、第四の文章は、なぜことさらに義倉と明記しているのであろうかが問題となろう。單なる誤として却けることができそうもないが、この點については第四節に更めて述べることとして、ここでは、右に述べてきたところによつて、嘉靖以前には、義倉の設置はほとんど言うに足らぬほどであつたことを指摘できるのではないかということだけを記すにとどめておこう。そして、それ以後においても、義倉に關しての記錄はきわめて少ないことも注意しなければならない。實錄の示すところでは、萬曆十九年十月甲午の條に、遼東地方に關しての督撫官會議の上陳の一項として、議查積貯。凡官倉・義倉・預備倉所貯粮米。照舊存留。以備賑恤。……依議行。とあり、二十五年五月甲寅の條に、薊遼總督顧養謙が、同地方の災害に關して、將梁城所剩米幷各預備倉・義倉貯穀。聽委官嚴核貧民等級。分投給散。とあるにすぎないのである。また地方志についてみても、例えば江蘇地方の各府州縣志を檢索した場合、萬曆常州府志卷二靖江縣に、嘉靖四十三年のこととして、知縣王叔果復建義倉。其北餘地召佃上價歸民。と記し、萬曆揚州府志卷二公署に、新建義倉。とあり、萬曆徐州府志卷二碭山縣に、〔隆慶〕六年。知縣王廷卿。卽其內。創建義倉一所。貯新立公田歲租備賑。とあるのがせいぜいで、先にも述べ、又第四節にものべる社倉などの實例にくらべると、まことに寥々たるもののようである。

四

このように、常平倉・社倉の普及は、嘉靖以前はほとんど言うに足りなかつたが、以後においてはようやく見るべきものがあつたということができよう。また義倉はその前後を問わずあまり行われなかつたが、一般的な傾向としては、先の二倉と同じ傾きがあつたと見てよいであろう。そしてすでに別稿において述べたように、預備倉は、これとは反對に、嘉靖を境にして、以前には盛行し、以後には衰微した事實が認められるとすれば、ここに一つの假定をたてて、常平倉以下の盛行が、預備倉の衰微のあとをうけて、救荒施設の中核として、その機能を發揮しはじめたのではないかとすることは、一應許されてもいいのではないかと思われる。そのことは、實錄萬曆十五年四月己卯の條に、

戶部議。山西連歲荒旱。預備倉積穀甚少。其鬻賑濟。率多取於社倉。以此見社倉。有益於民。欲要將原有者。照舊存積。數少及原無者。亦要添設穀石。欲用紙贖糴買。或勸借富民。及有情願輸粟者。給與冠帶牌扁。在倉穀石。春放秋收。加一出息。以備虧折。從之。

とあるように、山西地方においては、社倉が、預備倉の衰微とは反對に、その機能に代つて、救荒のはたらきを強化している事實が明らかにされているところを見ると、少なくとも、社倉の盛行には、そういう意義を帶びていたことがうかがわれる。もちろんこのことは、地域的に、また內容的に、各地が同一步調をもつて、一齊に行われたわけではないであろう。預備倉が全然廢止されて、社倉がその後に、とつて代つた場合もあつたであろうが、また萬曆徐州府志(卷二)に、豐縣の場合について述べ、

預備倉。舊四。一在華山保。一在七級保。一在苗城保。一在司馬保。並廢。今一在縣治西北。

とあるように、預備倉は、その數を減じたにすぎない場合もあり、そういう場合はおそらく萬曆應天府志(卷一六)建置志に、句容縣について、預備倉。在西門一里。正統十年建。とあり、また、社倉共一十七處。隆慶三年立。とあるように、社倉が設けられて、預備倉の減少したところを補う意味をもたせた場合が多かつたのではないかと思われるし、またそのようなことが行われた時期も、決して一樣ではなく、地方の事情に應じて前後があつたと考えるのが自然であろう。(14) ただ、大ざ

つぱにいつて、預備倉の衰微のあとに、代つて社倉が中核的救荒施設としてその機能を發揮しはじめるという一般的傾向があつたということを認めたいのである。そしてそれは、一應、認めることができるとして、それでは、社倉と同じように、常平倉や義倉についても考えることができる根據があるかというと、この二倉については、必らずしもそのような證據を見出すことはできない。もちろん、常平倉だけについて考えれば、それは借放法をも行うにしても、その本領は平糶にあるのであつて、社倉・義倉及び預備倉とは、機能的に異るものであるから、常平倉がそれらと兩立並存しても、とくべつ問題はないであろう。事實、第六節に述べるように常平倉は社倉と並存しているのであるが、問題は義倉である。

ところで、義倉については、その社倉との關係において、ある疑いをもたせる表現を用いた記事を、すでに前節に引用し、その決定を保留しておいたが、これに類する記事は、このほかにも、さきに引用した萬曆會典卷二二には、嘉靖八年にかけて社倉の內容を詳述しながら、これを義倉と明記し、乾隆紹興府志卷七建置は、嵊縣の義倉について、義倉一名社倉。といい、國朝典彙卷一〇一倉儲には、隆慶五年。山西巡撫靳學顏疏言。社倉卽義倉也。とはつきり記している。つまりこれらの記錄では、義倉と社倉とを同義語として使用しているようである。とすれば、そこには當然そう解すべき因由がなければならないであろう。ただ、義倉は州縣市鎭にあつて、その倉本は官において確保されるべきものであつたとすれば、さきに盛行した預備倉ときわめて類似した性格をもつものと考えられるであろう。從つて、預備倉が成化・弘治頃の最盛期をすぎるころまでは、義倉の必要が無いのはもちろんであつて、義倉についての記錄が、それまでほとんど見られないのも、むしろ當然であろう。そして預備倉の衰微の原因は、本來、自治的色彩の濃厚であつたそれが、しだいに官治的要素がふえて變貌したところにあつたとすれば、これに類似した性質をもつ義倉——このために預備義倉とよばれることもあつたのであろう——が、預備倉の衰微のあとに、代つてその機能を發揮しはじめることは首肯することができないであろう。正德・嘉靖以後にも義倉に關する記錄がきわめて少ないのも、おそらくそれが一因であろう。欽定續文獻通考卷二七市糴考には、先にも實錄によつて引用したように、

順天府推官徐郁言。建立義倉。本以濟民。然一縣止一・二所。居民星散。賑給之際。追呼拘集。動淹旬月。不免餓殍。

とあつて、義倉には、縣に一・二個所という設立の實態が急を要する賑濟には間に合わない不便があつたとすれば、尙更のことであろう。このことは廣く一般に言われていたことらしく、王慶雲の熙朝紀政卷五紀社倉義倉の中にも、古人云。救荒莫便於近民。而近民莫便於社倉。とあつて、急を要する救荒施設としては、社倉よりすぐれたものはないとしているのである。とすれば、前掲の諸記錄の用いた義倉という語は、本來的意味においてではなく、始原的意味において用いられたのではないかと思われる。というのは、義倉という名の倉は、はじめて隋代に設けられたといわれるが、それは村落ごとに建てられ、賑貸は概ね無償で、その管理は社によつて行われたために、一に社倉ともよばれ、宋代に入つては、これが專ら社倉とよばれて、この後も最もよく發達したので、別に州縣市鎭に建てられた救荒施設をあらためて義倉と稱したという經緯があつたように、始原的には、義倉と社倉とは同じであつたのである。つまり、この諸記錄は、社倉と義倉とを宋代における意味において區別し、明確にしようとすれば、いずれも社倉の存在を傳える記錄として見るよりほかはないのであるが、始原的には同義語であつたので、義倉という語を使つたのであろう。こう考えると、明代における宋代の意味での義倉の存在は、ほとんど問題にならない程度のものであつたのではないかと思われる。明史が義倉について觸れていないのもここに理由があつたのであろう。從つて、預備倉の衰微に代つて、同じ機能において活潑化してきたと見られるものは社倉だけということになろう。事實、社倉の普及は、とくに萬曆に入つては、その廣さと密度とにおいて相當のものであつたらしく、その證據は、さきに引いたもののほかに、いくつもあげることができる。たとえば、實錄についてみると、萬曆元年五月壬午の條に、

河南道御史陳文燧條陳……當振刷者十二事。……一。建社倉。以備賑濟。……該部多覆。行之。

とあつて、河南地方にも普及しつつあつたことを物語り、十五年十一月甲辰の條には、

陝西巡撫王琁題。賑濟動支。遇各倉事例義。輸備荒社倉等粮八萬八千六百三十一石二斗零。

とあつて、陝西地方にもすでに社倉の機能が發揮されており、十八年十一月己巳の條には、

吏部主事鄒元標條陳四事。……一。積荒之苦。兇荒・流離・餓莩賑貸。莫及宜多建社倉。將撫按所留罰贖。爲買穀張本。或冠帶尙義幷生員・監生・吏典・富民欲進榮祖父者。各聽納穀。預爲積貯。部覆。如議行。

とあるように、賑濟のためには社倉を多く設けることが、最も得策であることが、吏部において認められており、また、萬曆二十二年六月丙辰の條には、

南京屯田御史陳所問請。近屯州縣設社倉。以本職及前御史贖銀。糴穀貯之。贖稻一併寄貯。春給貧軍。以爲子種。秋成加二還官。歲爲常。部覆。如議。

とあり、近屯州縣にも社倉が設けられ、屯軍の救濟を目的に、運營の細目がきめられていた。さらに、光緒嘉興縣志卷一三倉廒に、社倉在東津鄉約所。明萬曆二十四年。知縣陳儒建。とあり、その他、明代地方志にはかぞえきれないほど多くの例が見られ、それがたいていは、萬曆年間の建設となつている。そして王圻の續文獻通考卷四二國用考、賑貸群議附の中にも、萬曆にかけて、

今倣朱子社倉法。有司遇年豐時。查各集鎭鄉村大處。置一社倉。勸諭本處得過鄉民。輸借或三五石・十石・二十石。不拘多少。俱聽其願。不許逼迫。每倉以百爲率。不及則以官錢買補之。遇春間民缺食。聽本處民借用登簿。秋償每石加息穀三斗。放收委之鄉約保正。看守責之甲長・鄉夫。待三四年後。所積息穀。過其本者。仍將原勸借穀石。照數退還各主。如不願領者。以出穀多寡行賞。或尙義扁其門。此正所謂以取於民者。還以予民。不費之惠。莫過於此。

と記して、社倉が萬曆年間において、朱子の社倉法に倣つて設置されたことを述べ、その運營方法を詳述しながら、そのすぐれた施設であることを賞揚しているのは、社倉の設立が、そのころの關心事の一つであつたことを物語つているのであろう。こうして、社倉が預備倉の衰微のころにしだいに盛行した事實は、これを否定することはできないようである。

重ねていえば、社倉がこの頃、一齊に全國的に設けられたというのではないが、つまりそれは明初から、地方によつては存在したものもあつたにちがいなく、預備倉と並存した場合もあつたであろうが、それが地域的に廣く、密度的に濃く設立しはじめられたのは、嘉靖隆慶ころから後であり、本格的になつたのは萬曆ころのこととして誤りはないのではないかというのである。また、預備倉の衰微後の賑恤救荒施設が、社倉だけであるというわけではなく、ある地方では、預備倉が、その機能の衰頽したまま、又はその數を減じて存續したところもあつたし、州縣倉や常平倉・義倉その他の施設も共に存在した地方もあつたが、中でも社倉が最も廣く行われ、きわだつて多く設けられ、活潑に運營されて、救荒施設の中核をなしたと思われるのである。

五

思えば、預備倉の衰微は、その機能の十分な發揮のために、しだいに強化された倉本の確保策が、本來、里老人を中心とする自治的性格をもちつづけてこそ、存立運營の妙があつた預備倉を、官治的色彩の濃化したものに變えて行き、農民救濟を目的とした施設が、かえつてかれらを壓迫するという矛盾をさらけ出したところに原因があつた。そして又、官治的色彩を濃化した原因は、その中心をなす里老人の制度が、すでに正統のころから弛緩しはじめ、明初におけるような力強いものではなく、里老人の名は存在してもその實は本來の使命を達成する力を失つていたというところにあつた。[117] しかもこれに順應しようとしてとられた預備倉の管理運營の仕方——官治の濃化が失敗したとすれば、これに代るものは、農民自身の力に應じた自治的な運營をし易い施設より外にはないが、その時想起されるのは、やはり社倉をおいて外には無かつたであろう。それは朱子によつて確立されてから、最も合理的な救荒施設として長い間行われて來た實績があつたのである。ことに隆慶萬曆頃からの一條鞭法の施行とともに、里甲制の存在理由がしだいに失われ、代つて自然村落を中心とする鄉約とか保甲制とかが行われるに至ると、[118] 預備倉に代る自治的救荒施設もまた自然村を中心とするものの方が、よ

り合理的と思われるのも當然であつたであろう。このことは、先にひいた實錄嘉靖八年三月甲辰の條の、兵部侍郎王廷相の社倉に關する奏言にもうかがうことができるが、さらにはつきりと見える記錄は、國朝典彙(卷一〇一)倉儲の左の一文である。

〔嘉靖八年〕三月。兵部侍郎王廷相言。義倉之法。但立之於州縣。則窮鄉下壤百里。就糧旬日待斃。非政之善者。惟宜貯之里社一村之間。約二・三百家。爲一會。每月一擧。社正率屬。讀高皇帝敎民榜文。擧衆中善惡。奬戒之。其社米。第上・中・下戶。捐數多寡。各貯於倉。而推有德者。爲社長。能善事會計者。副之。若遭荒歲。則計戶而散。先下與中者。後及上戶。上戶則償之。而免其下與中者。凡給貸悉聽於民第。令登計冊籍。以備有司稽考。則既無編審之煩。又無奔走之苦。且寓保甲以弭盜。鄉約以敦俗之意。一法而三善具。章下戶部。尙書梁材覆奏。從之。

と。ここで先にひいた實錄の記事(四頁參照)に比較すると、ここに見える、社正率屬。讀高皇帝敎民榜文。擧衆中善惡。奬戒之。という一句が、實錄には無い。この仕事は、從來は明らかに里老人のつとめの一つであつた。それが社正によつて行われるというのであるが、實錄には右の句が除かれているので、當然、社正という役職は無い。したがつて實錄に據るかぎり、社倉の運營については、管理者において預備倉に類似しているとは言い切れないが、その實錄も、運營のためにつくられる冊籍が鄉約や保甲制に利用されるということは、これを明記しているところからすると、それが社內の敎化敦俗と無關係ではないことを示しているから、社または里という村落の性格上の相異はあつても、村落と救荒施設との關係においては、敎化を司る者と、救荒施設を運營する者とが同一であるという點で、やはり洪武年間の預備倉運營の自治的要素の餘韻を殘していたといえるのではないかと思う。

しかし、ここに注意すべきことがある。實錄及び國朝典彙によれば、嘉靖八年の王廷相のこの上言は、戶部の覆奏によつてその議の如く施行されたものと思われるが、萬曆會典の、すでに引用した嘉靖八年の題准(五頁參照)と、この奏言との間には、あるくい違いが認められることである。その一つは、實錄の、約二・三百家。爲一會。每月一擧。の一句に相當するところは、會典では、每二・三十家。約爲一會。……每朔望一會。と記していること、他の一つは、實錄の、推有德者。

爲社長。善處事能會計者。副之。とある役員についての記事は、會典では、推家道殷實。素有德行一人。爲社首。處事公平一人。爲社正。會書算一人。爲社副。となつていることである。これは相當大きな違いで、しかも同じく嘉靖八年のこととしているところに問題がある。そして會典と同じ記述をしているものは、他にも明會要卷五六社倉がある。つまり、實錄及び國朝典彙と、會典および會要と、この二つの系統の記述の間に右のような相違が見られるのである。しかし、兩者について、右の部分以外の記事をも、注意深く見ると、その敍述の仕方に違いのあることがわかる。というのは、前者が、社倉の特質をのべて自治組織の變化にともなうところの利益を強調し、その施設の重要性を力說するところに主眼があり、總括的概括的論說であるのに對し、後者は、社倉を設けて運營する際の現實に卽應した實施細則ともいうべきものをのべた規定である。いずれも兩者の記錄がもつ性格からみて當然の敍述であるが、このことから考えると、社倉を設くべきことは、實錄が記すように王廷相の上言によつて決定されたけれども、その實施にあたつては、その細則があらためて當局において錬られ、大筋は王廷相の上言と變らないとしても、實情に則して訂正が加えられ、會典が記すようなものになつたものと思われるのである。二・三百家を一會とする案が二・三十家に縮小され、月一回の會合が二回に增され、社長・社副の二名の役員が、社首・社正・社副の三名に增加されたことは、會の結束をかため、その運營の正確圓滑を期したという觀點からすれば、より徹底した組織に改めたといえるであろうし、役員を三名にしたことは、國朝典彙に見える三名制を、名稱の變更によつて踏襲したものと考えられるであろう。こうして、ともかく、社倉は、預備倉の官治的運營の行きずまりと、里老人・里甲制の崩壞による行政村から自然村へという村落組織についての反省との上に、その運營管理上、後年の預備倉に比べて、より自治的な性格をもち歷史的實績をもつ故に、識者の關心をそそり、とくに里甲制の崩れる萬曆以後において、廣く各地に行きわたつたように思われるのである。

六

明清時代の地方志には、明代において常平倉や社倉について、その實在の位置を明記しているものが數多く見られるし、實錄にも相當多く記されている。そこで、さきにわたしは、とくに社倉については、廣く各地に行われたようであるとの表現を用いたのであつたが、明史卷七九倉庫は、第二節に引用した萬曆會典の社倉についての記事を、ほとんどそのまま登載したのにつづけて、「其の法、頗る善し、然れども其の後力行する者無し」と記し、その盛行を否定しているかのように見える。しかし、さきに引用したように、山西において社倉が預備倉に代つて普及した事實を示すものと思われるところの、實錄萬曆十五年四月己卯の條をはじめ、實錄によつて傳えられる社倉の記錄は少なくはなく、地方志に至つては、萬曆二十年代以後の建設が相當多いことを示しているのである。このことは、前述のような社倉と里老人・里甲制の崩壞との間に、密接な關係があるとすれば當然である。ただ、嘉靖八年、社倉の設立が政策的にとりあげられてから、しばらくの間、社倉の普及の狀況は、中央地方官吏の努力にもかかわらず、實錄によつてみても、地方志によつてみても、必らずしもめざましいものではなく、隆慶から萬曆になつて、はじめて盛行したことがうかがわれるのである。明史が、嘉靖八年社倉法施行の記事にすぐつづけて、この語句を說明的に加えたところを見ると、そしてこの語句は明史の編者の意見であつて、格別に出典も無いところから考えると、その意味するところは、おそらく、實施後間もないころのことを說明指摘したのであつて、萬曆の半ばごろまでには及ばなかつたのであろう。またもし明末の狀態までのことをこの一句にこめて說明したものとしても、それはおそらく、明初における又は中期における預備倉のように、その施設だけで、救荒施設としての役割を十分に果し得るほどには、力行されたものではなかつたという意味で、記しているのであろう。

つぎに常平倉については、それが社倉の建設とほぼ時を同じくして各地に設けられたことはすでに述べた。それは州縣に設けられ、平糶法・借放法を行つて、社倉の機能の及ばないところを補つたものと思われる。そしてこの場合、注意すべきことは、明史卷七九倉庫の、預備倉についての敍述の中に、左の記事が見えることである。

嘉靖初。諭德顧鼎臣言。成・弘時。每年以存留餘米。入預備倉。緩急有備。今秋糧僅足兌運。預備無粒米。一遇災傷。

輒奏留他糧。及勸富民借穀。以應故事。乞急復預備倉糧。以裕民。帝乃令有司。設法多積米穀。仍倣古常平法。春振貧民。秋成還官。不取其息。府積萬石。州四・五千石。縣二・三千石爲率。既又定。十里以下。萬五千石。累而上之。八百里以下。至十九萬石。其後。積粟盡平糶。以濟貧民。儲積漸減。劇郡無過六千石。小邑止千石。久之數益減。

と。この文については、さきに明史食貨志譯註に述べた[19]ように、嘉靖四・五年ころから萬曆八年ころまでの預備倉の實情を說明したものであるが、要するに、預備倉の性格の變化を明らかにしたものであろう。すなわち預備倉の官治を強化しても、その目的である倉本の確保がしだいに困難になつて來たときに、あらためて法を設け、古の常平法に倣つて、借放法による運營をはじめたというのは、一言でいえば、預備倉が常平倉に近いものに變化したということであろう。ただ倉本を確保する方法として、十里以下一萬五千石などと、州縣の里の數の多寡によつて貯積量を定めたのは、すでに弘治三年三月に預備倉のものとして定めた方法[20]そのままであるから、そのことになお預備倉の性格の殘滓をとどめているのであろう。そしてそれも萬曆の初には著効がなくなつたのであるが、ちようどその頃から、常平倉の設立についての記錄が、前述のように數多く見えているとすれば、常平倉の設立は、やはり預備倉の衰微の後をうける意味をもつていたのではなかろうか。つまり、預備倉の官治を強めて行つたにもかかわらず、その効果がしだいに擧らなくなつたときに、さらに強めて、ついに常平倉的運營を得策として、その方向に變貌して行つたものもあつたのであろう。咸豐興化縣志卷三倉儲に、

永興倉今名常平。舊志云。卽所謂之預備倉。明嘉靖中。知縣程鳴伊重建。萬曆中。知縣歐陽東鳳擴而大之。

とあり、また隆慶高郵州卷一倉廒に、

常平倉卽明預備倉。在州治南市河西。明隆慶間。知州趙來亨重修。

とあるのは、預備倉と常平倉との建物についての關係を示すものと考えられるが、今の常平倉の建物は昔の預備倉だつたという簡單な關係だけに限られるものではないであろう。建物をうけついだところに、さきにのべた考え方にもとづいて、その質的な變化の跡をも讀みとろうとするとき、右の二文もまたこれを峻嚴に拒否しそうにも思われないのである。第三

節にひいた實錄天啓五年八月戊戌の條に見える預備常平倉などという語はこういうところから出たものではなかろうか。

明代の救荒施設としては、このほかに、臨清倉・德州倉の役割をも想い起さなければならない。臨德二倉は、本來は漕運倉として、支運法の行われた時期には大いに利用されたが、宣德の頃、兌運法が行われ、成化年間さらに改兌法も行われるに及んで、その役割を失い、嘉靖以後には救荒的使命において意義をもつようになり、直隸・山東・河南はもちろん、山西・陝西などの地方の災傷救濟につくし、とくに萬曆年間に活潑に利用されたのである。これについてはかつて詳述したことがあるので[21]、これ以上は敍べない。要するに、このように明代の救荒施設としては、とくに有名な預備倉が衰微したのちには、しだいに社倉がその機能を發揮し、隆慶萬曆以後は救荒のための中心施設となり、常平倉と臨德二倉とが、この間に處する施設となつたのであろう[22]と思われるが、それは里甲制の崩壞がはじまり、代つてしだいに新しい村落組織がつくられて行く機運に應ずるものであつたように思われるのである。

註

(1) 四鄉とは必らずしも東西南北の四つの村落という嚴密さを意味するわけではなく、單に四邊の村落という意味で、三村落や五村落に、三倉又は五倉が置かれていた例もある。

(2) 拙稿「預備倉の復興について」(文化一七の六)。

(3) 右に同じ。

(4) 右に同じ。

(5) 皇明經世文編卷七四所收。

(6) 談遷の國榷にも、成化十八年正月壬辰の條に、令南京。糶常平倉糧。救饑。とあつて、成化年間には南京地方に常平倉が設けられていたことがわかる。

(7) このことについては、第四節に詳述する。

(8) この「每二・三十家。約一會。」は、實錄には、「約二・三百家。爲一會。」とあつて、その數の差が大きいが、これについては第五節

に詳述する。

(9)大清一統志卷七二海州に、張朝瑞について、海州の人、隆慶の進士で、金華知府、湖廣參政、應天府丞を歴任、諡は清恪とある。

(10)江南巡撫徐恪も、弘治年間に常平倉の復活について上言している。皇明經濟文錄卷七の「請復常平疏」參照。

(11)ここにいう預備常平倉は、單に常平倉を意味する。詳しくは第六節參照。

(12)この「少」は張宗祥校勘の本文には「多」とある。いま實錄同年同月の條の記事によって「少」に改める。

(13)濟農倉については、清水泰次博士「預備倉と濟農倉」(東亞經濟研究六の四)參照。

(14)拙稿「預備倉の復興について」(前出)。もちろん、これは一般的傾向についていうのであって、地方によって前後の差があったことは認められなければならないであろう。萬曆元年編の淮安府志卷三建置志によれば、預備倉は依然として、府下の各縣に存續しているのに對し、萬曆二年編の徐州志卷二古蹟によれば、州下の各縣の預備倉にはすべて「今悉廢」と書き、廢止されたことを確認している。また、萬曆四十三年序の青州府志卷一一官署によれば、府下の諸縣の中でも、臨淄・諸城の二縣は預備倉を廢しているが、博興、樂安、昌樂、安丘、蒙陰、沂水の各縣は一倉だけを存續して、數を減らしている例もある。

(15)同じく乾隆紹興府志卷七建置に、山陰縣については、社倉〔省志〕六所。……義倉〔省志〕四所。……と社倉と義倉とをはっきり區別している。

(16)第三節に引用した實錄天順三年九月丙午の條に見える。

(17)預備倉衰微の原因については、拙稿「預備倉の復興について」(前出)。里老人制の崩壞については、和田清博士編「支那地方自治發達史」參照。

(18)右の「支那地方自治發達史」參照。

(19)和田清博士編「明史食貨志譯註」三六五―七頁參照。

(20)實錄弘治三年三月丙辰の條の、南京給事中羅鑒の上疏に見える。

(21)拙稿「明代における臨清德州二倉の役割」(歴史學研究一三の九)。

(22)乾隆鄞縣志卷六田賦倉儲に、社倉。乾隆十三年奏准。浙東各屬。勸捐社穀。以佐常平之不逮。選殷實戶。充當社長。司其出納。是年始勸諭士民捐輸。とあり、清代のことではあるが、明代にも恐らく、常平倉と社倉との關係はこのように密接なものであったであろう。

〔附〕本稿作製にあたっては、東北大學支那學研究室所藏の明代地方志フィルムを利用させていただいた。附記して深く謝意を表する。

Yü-pei-ts'ang 預備倉 and Shê-ts'ang 社倉 under the Ming 明

Ayao Hoshi

For the Lung-ch'ing 隆慶 and the Wan-li 萬曆 eras, the system of Shê-ts'ang was established to displace the declining Yü-pei-ts'ang system. Both were for the relief of the destitute, the old system was public, but the new one civil. This change runs parallel with the antecedent change from the Li-chia 里甲 system to the Hsiang-yüeh 鄉約・Pao-chia 保甲 system in the rural organization, and it is thought that the Yü-pei-ts'ang system functioned in co-operation with the Ch'ang-p'ing-ts'ang 常平倉, Lin-ch'ing-ts'ang 臨清倉 and Tê-chou-ts'ang 德州倉.

The Juan-juan (蠕蠕)'s Invasion of Kidara--Kušan

Ginpû Uchida

The articles on Greater-yüeh-shih 大月氏 State, and Lesser yüeh-shih 小月氏 State in Hsi-yü-chuan 西域傳, Wei-shu 魏書 are thought to be reliable as the historical sources, comparing with the corresponding parts in T'ung-tien 通典 and T'ai-p'ing-huan-yü-chi 太平寰宇記 which are considered to have survived from the original edition written by Wei-shou 魏收. According to these records on Ta-yüeh-shih State, Chi-to-lo 寄多羅, the King of the state, moved the capital westward from Lu-chien-shih 盧監氏 Castle to Po-lo 薄羅 Castle on account of the Juan-juan's invasion. "Chi-to-lo" and "Lu-chien-shih" Castle can be identified, the one with "Kidara", a term which is found in the Greek sources and in a series of Kušan coins; and the other with "Balkh". The author agrees with J. Marquart's opinion that Po-lo Castle was situated at Balkan, in the south-east corner of the Caspian sea. The article on Hsiao-yüeh-shih State in Wei-shu, the current edition, states that Chi-to-lo's migration to the west was caused by the invasion of the "Hsüng-nu" 匈奴. But the author